

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)
に基づき下記のとおり公示します。

2026 年 8 月 19 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名:全世界 2026 年度案件別外部事後評価パッケージⅢ-1
(海外投融資)(QCBS-ランプサム型)
2. 競争に付する事項:企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格:企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項:
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出:
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他:企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称: 全世界 2026 年度案件別外部事後評価パッケージⅢ-1
(海外投融資)(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号: 26a00186

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 8 月 19 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1)業務名称:全世界 2026 年度案件別外部事後評価パッケージⅢ-1(海外投融資)
(QCBS-ランプサム型)

(2)業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3)適用される契約約款:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、
最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。(全費目課税)

(4)契約履行期間(予定):2026 年 11 月 ～ 2028 年 2 月

契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が 12 か月を超える場合は、前金
払の上限額を制限します。具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認め
ることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行
期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時
に協議の上決定します。

(5)ランプサム(一括確定額請負)型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果
品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行います。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引
ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(6)前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1)第1回(契約締結後):契約金額の30%を限度とする。

2)第2回(契約締結後13か月以降):契約金額の10%を限度とする。

(7)部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払を設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1)2026年度末(2027年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先:outm1@jica.go.jp

(2)事業実施担当部

評価部 事業評価第一課

(3)日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	競争参加資格確認申請書	2026年8月28日 12時まで
2	競争参加資格要件の確認結果の通知日	2026年9月4日まで
3	資料ダウンロード期限	2026年8月25日 まで
4	企画競争説明書に対する質問	2026年8月26日 12時まで
5	質問への回答	2026年8月31日まで

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

6	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026 年 9 月 11 日 12 時まで
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
9	見積書の開封	2026 年 10 月 8 日 10 時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日まで
11	技術評価説明の申込日(順位が第 1 位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1)各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2)利益相反の排除

本項目については本章の最後に記載の「事後評価業務における排除者条項」を参照ください。排除者条項に該当しない場合、及び、該当するが、評価部の事前確認を経て、利益相反に関する防止策を講じた上で参加可能の回答を得た場合のいずれも、本章の最後に記載の「排除者条項にかかる申告書」を、上記2. (3)4 の期日までに、プロポーザルに添付して提出ください。

(3)共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代

表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(4) 競争参加資格要件の確認

本契約ではプロポーザル作成ガイドライン 54-55 ページ【「競争参加資格確認申請書」の提出を求められた場合】に基づき、競争参加者の厳格な情報保全体制等について、競争参加資格確認を実施します。

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。詳細はプロポーザル作成ガイドラインを参照してください。なお、本資格確認審査プロセスを追加するため、同ガイドラインにおける「消極的資格制限」の3)に規定している「競争参加日」は、プロポーザル等の提出締切日ではなく、資格確認申請書の提出締切日に読み替えます。

- 1) 提出期限: 上記2.(3)参照
- 2) 提出書類: プロポーザル作成ガイドラインの 54-55 ページに記載する 10 点の書類をご提出ください。
- 3) 提出方法: 上記1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、競争参加資格提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
(件名:「競争参加資格確認申請書提出用フォルダ作成依頼(調達管理番号)(法人名)」)
※依頼が1営業日前の正午までになされない場合は、競争参加資格申請書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- 4) 確認結果の通知: 上記2.(3)日程の期日までにメールにて通知します。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

<https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf>

提供資料:

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1)質問提出期限

1)提出期限:上記2.(3)参照

2)提出先 :<https://forms.cloud.microsoft/r/YnDEDFA89P>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2)回答方法

上記2.(3)日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1)提出期限:上記2.(3)参照

(2)提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1)プロポーザル

① 電子データ(PDF)での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2)本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記2.(3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

この際に、交渉順位 1 位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書(第3章4. (3)に示す項目が含まれる場合のみ)、及び別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3)別見積について」のうち、1)の経費と2)～3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください(ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。

(3) 提出書類

1) プロポーザル・見積書・別見積書

2) 別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙1「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

本件は要員の評価を行うため、別紙1「プロポーザル評価配点表」の配点を例外的に設定しております。具体的な配点は別紙1よりご確認ください。

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100 点満点中 60 点を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

本件は要員の評価を行うため、別紙1「プロポーザル評価配点表」の配点を例外的に設定しております。具体的な配点は別紙1よりご確認ください。

2)評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者 1 名の配置)としてシニア(46 歳以上)と若手(35～45 歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

3)価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点:最低見積価格=100 点

② 価格評価点:(最低見積価格/それ以外の者の価格)×100 点

4)総合評価

技術評価点と価格評価点を 80:20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3)見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額(消費税抜き)は上記2.(3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4)契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点(総合評価点)が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。(低見積価格調査の実施)

低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

【事後評価業務における排除者条項(2026 年度版)】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません³。

- ① 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定(詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む)、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
- ② 本件業務の評価対象案件の実施(調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。)に従事したことのある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。
- ③ 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことのある個人
- ④ 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

【注意】

2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価(中間レビュー、終了時評価)への従事は上記制限の対象とはしません。

3. 利益相反の判断にあたっては、上記1. の業務従事の形式に加え、その内容(TORから生じる評価業務との関係度合等)が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。

4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関(JICA、旧 OECF、旧 JBICを含む)等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記1. に関わらず本件業務には参加できません。

5. JVによる応札で上記1. に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV間の情報共有体制による利益相反の防止策を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。なお、契約の実施段階において、利益相反の防止策の実効性について確認を求めることがあります。

³ 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」(第2版)、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」(2014年12月)を参照ください。

6. 応札法人の関連企業(子会社ないし関連会社)が上記1. に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

【利益相反の事前確認】

上記1. ①～④に該当すると考える方は、下記のフォーマットを参考に、関連番号、従事した業務のTOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の防止策について(従事した業務内容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて)、8月28日(金)12時までに、評価部事業評価第一課宛(evte1@jica.go.jp)に情報を提出ください。プロポーザル提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

提出した利益相反の防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前にJICAへの連絡を行っていない場合でも、JICAからプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないしJICAホームページ上に行います。

以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

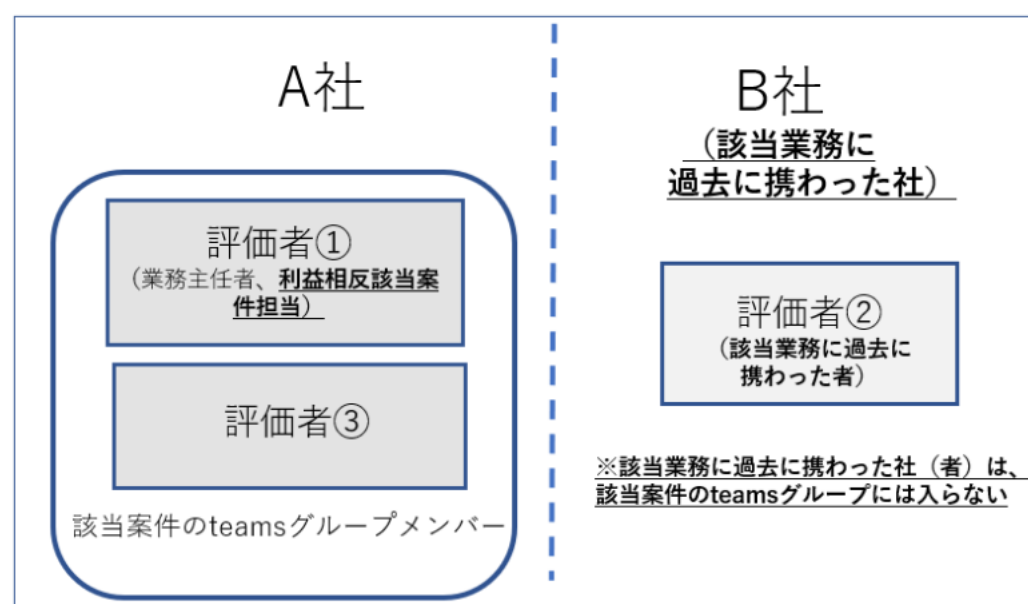
関連番号 (*1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係(*2)	利益相反の防止策 (*3)
①	(例)準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1人月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、評価の判断とは直接の関係が無い。	本業務の業務主任者・該当案件の担当(評価者)は左記業務に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、情報共有を遮断する体制を確保する。
②、 ③、 ④	(例)案件の実施支援で、セミナー開催支援(ロジスティックサポート)を法人として受託した。0.5人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、受託内容と評価判断(セミナーの成果)とは直接の関係が無い。	
①	(例)J/Vの一員(A社)がX事業で、案件準備の業務受託をした。5人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X事業の事後評価は業務主任者・担当者ともにJVを構成するB社が担う。その際、

			A社とB社で情報共有を遮断する体制を確保する。
--	--	--	-------------------------

(※1) 前頁記載1.にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(※2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

(※3) 利益相反の防止策は具体的に体制、情報の授受・遮断の方法等について計画し、JICAに提示願います。例えば、本件業務の実施に際しては、連絡を取り合うteamsグループを作成し、対象の者(社)が入らないように、グループを設定する。



排除者条項にかかる申告書

1. 応札社名

調達件名	
応札社名 (共同企業体の場合は代表社名)	
責任者名 (役職) (所属先) (連絡先)	

2. 排除者条項に関する確認事項

【事後評価業務における排除者条項(2026 年度版)】を確認の上、いずれかの該当する回答欄に○をつけてください。

No	確認項目	回答
1	【事後評価業務における排除者条項(2026 年度版)】について、1. ①～④に該当しません。	
2	【事後評価業務における排除者条項(2026 年度版)】について、構成員が1. ①～④に該当していますが、本申告書の提出に先立ち、JICA へ利益相反の事前確認を行っており、利益相反に関する防止策を講じた上で参画可能との回答を受領しています。	

3. 申告内容に関する署名

上記のとおり、現時点において利益相反に該当する事実がないことを申告いたします。
虚偽の申告が判明した場合、JICA の規定に従って必要な対応が取られることに同意します。

署名欄

日付 〇年〇月〇日

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザルもしくは技術提案書作成上の留意点

1. 記載上の留意点

- 競争参加者は、本特記仕様書(案)に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルもしくは技術提案書にて提案してください。
- 企画競争の場合、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。
- この他、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

2. 特に具体的な提案を求める内容

- プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	ヒアリング対象者(候補)となる支店	第3条(9)②カンボジア「中小

	及び中小零細事業者(Micro, Small and Medium-sized Enterprises。以下、「MSME」とする。)の選定方法・選定基準について	零細事業者支援事業」 第3条(9)③ベトナム「中小零細事業者向け女性金融包括支援事業」 第3条(9)⑤カンボジア「地方部農業セクター支援事業」
2	ヒアリング対象者とする中小零細事業者(Micro, Small and Medium-sized Enterprises。以下、「MSMEs」とする。)の選定基準・選定方法について	第3条(9)④ジョージア「中小零細事業者支援事業」
3	海外投融資事後評価の改善提言に向けた調査実施上の留意点や工夫について	第4条(15)海外投融資事後評価の改善に向けた提言

【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容および契約交渉を踏まえて、必要な修正等を実施した上で、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的と範囲

- 本業務は、2026年度外部事後評価として、DAC 評価 6 基準による評価を行うものである。
- 本業務対象国および対象案件は以下とおり。

No.	国名	スキーム	案件名	指定言語 (※1)	定性/定量 調査	IRR再計 算	海投評価結 果票 ※8
1	サブサハラ・アフリカ地域	海外投融資	サブサハラ・アフリカ地域 中小企業支援インパクト投資事業	仏語(質問票のみ)	—	Equity IRR	該当
2	カンボジア	海外投融資	中小零細事業者支援事業	クメール語 (現地説明用資料、質問票)	—	—	該当
3	ベトナム	海外投融資	中小零細事業者向け女性金	—	—	—	該当

			融包括支援事業				
4	ジョージア	海外投融資	中小零細事業者支援事業	—	—	—	該当
5	カンボジア	海外投融資	地方部農業セクター支援事業	クメール語(現地説明用資料、質問票)	—	—	該当
6	アフリカ地域、アジア地域	海外投融資	フィンテック金融包摂支援投資事業	—	—	— ⁴	該当

(注)該当がない欄は、「—」としています。該当のある場合のみ記載しています。

※1 指定言語:日本語と英語以外で、現地説明資料・質問票・報告書(案)を作成する言語

※2 ノンスコア(主体的振り返りの詳細分析)を含む案件

※3 「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」活用の案件

※4 衛星データ利用の案件

※5 ウェルビーイングにかかる調査を含む案件

※6 誰一人取り残さない(Leave No One Behind、以下「LNOB」とする。)にかかる詳細分析を含む案件

※7 簡易型評価

※8 海外投融資評価結果票利用対象案件

第2条 業務の背景・経緯

- 発注者は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。
 - (1)事業の成果を評価することにより、日本国民および対象国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。
 - (2)評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、対象国政府及び発注者による当該事業及び将来事業における改善を図ること。
- 技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了3年後、また、円借款事業については原則事業完成2年後までに、海外投融資については事業の特性に応じた時期に評価を実施している。また、客観性や透明性を確保するため10億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している。

⁴ 「フィンテック金融包摂支援投資事業」については IRR の再計算は行わないが、2026 年度外部事後評価レファレンスに記載があるとおり、本事業の「効率性」は原則として Equity IRR に基づき評価判断を行うことを想定している。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 情報の取り扱い

- 本業務により作成される評価報告書等は、発注者のウェブサイト上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、発注者の個人情報の保護に関する実施細則(平成 17 年細則(総)11 号)等に基づく取扱いとなる。
- 本業務での暫定的な評価を調査対象実施機関(以下、「実施機関」とする)に説明する際には、当該内容は確定前の情報であり、確定時にはそれと異なる結果となる可能性もあるため、情報の取扱いに留意する。
- 海外投融資の事後評価では、民間企業の財務情報など秘匿性の高い情報を取り扱うため、情報の管理には十分注意する。電子データにはパスワードを掛けて、管理する。調査対象機関から取得する個々の情報については、公開可否を確認する。

(2) 調査・分析の実施基準

- 事後評価に当たっては、発注者が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価 6 基準(妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性)⁵及び(4)参考資料に準拠すること。本業務にて収集・同定されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行う。

(3) 発注者による様式等の提示

- 評価方針、事前事後比較表、評価報告書⁶等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、(4)参考資料の「外部事後評価報告書・記載要領」に基づいた記述とすること。

(4) 参考資料

共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

➤ 公開資料

(ア)評価に関するガイドライン等

(<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html>)

ア) 外部事後評価レファレンス(2026年度版)

イ) JICA 事業評価ガイドライン 第2版

⁵ 提案を求める事項1：評価6基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について、プロポーザルもしくは技術提案書で提案すること。

⁶ 海投評価結果票を含む。

ウ) JICA 事業評価ハンドブック(Ver.3.1)

(イ)その他

☒ 環境社会配慮ガイドライン

(<https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/guideline.html>)

☒ 事業事前評価表⁷(事業事前評価表が未公表の場合は、以下の報告書等をご参照ください。)

※上記は、公示時点での公開情報になります。最新情報は JICA 図書館にて確認してください。

➤ 配布資料

(ア) 契約締結前に配付する資料

☒【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 2026

☒【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス(2018 年度改訂版)

☒【ひな型】評価方針_事前事後比較表_海外投融資_2026

☒【ひな形】評価結果票 海外投融資(和)2026

☒【ひな形】評価結果票 海外投融資(英)2026

☒【ひな形】対外公表用要旨 海外投融資(和英)2026

(イ)契約締結前に、誓約書取り交わしの上で、JICA評価部から提供する資料

以下の資料については、JICA評価部(jicaev@jica.go.jp)へ連絡し入手してください。受領に当たっては別途誓約書をご提出いただきます。

☒ 有償資金協力・海外投融資事業にかかる資料

- サブサハラ・アフリカ地域「サブサハラ・アフリカ地域中小企業支援インパクト投資事業」審査調書(抜粋版)
- カンボジア「中小零細事業者支援事業」審査調書(抜粋版)
- ベトナム「中小零細事業者向け女性金融包括支援事業」審査調書(抜粋版)
- ジョージア「中小零細事業者支援事業」審査調書(抜粋版)
- カンボジア「地方部農業セクター支援事業」審査調書(抜粋版)
- アフリカ地域、アジア地域「フィンテック金融包摂支援投資事業」審査調書(抜粋版)

⁷ 事業評価案件検索サイト (<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>) にて、案件名で検索して参照ください。

(ウ) 契約締結後に配付する資料

☒ 報告書等のひな型

☒ IRR再計算シート及び計算確認シート

(5) ローカルリソースの活用

- 業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員⁸を確保すること。

- ① 実施機関や発注者の現地事務所を含む関係者や面談対象者等との連絡・調整
- ② 既存情報収集の支援
- ③ サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
- ④ 質問票の回収や面談後のフォローアップ

(6) 評価プロセスにおける発注者への確認

- 評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。なお、事前事後比較表については、発注者が開催する検討会において、発注者に説明し、承諾を得る。
- 各プロセスにおいては、発注者の複数関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。

- | | |
|------------------|-------------|
| ① 評価方針(和文)の確定 | (25～40 営業日) |
| ② 事前事後比較表(和文)の確定 | (25～35 営業日) |
| ③ 評価報告書(和文)の最終確定 | (30～50 営業日) |
| ④ 評価報告書(英文)の確定 | (25～45 営業日) |

(7) 発注者及び関係者との連絡・調整

- 発注者との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時に発注者から実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が対象国の実施機関等の関係機関や発注者の在外事務所(支所を含む)に対する面談・会議の手配を行うこと。

⁸ 提案を求める事項 2:本業務では、現地業務の効率的、合理的な実施のため、特殊備人費(一般業務費)での現地調査補助員の備上を想定している。現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等については、プロポーザルもしくは技術提案書で提案すること。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を備上することが望ましい。

(8) 現地調査対象範囲と安全配慮

- 原則として、全事業サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。なお、全事業サイトにおける業務従事者及び現地調査補助員の踏査サイトについては、(9)の個別案件の「(ア)ウ)現地渡航及び安全配慮」を参照すること。
- 業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査により実施する。案件ごとの具体的な対応は以下(9)のとおり。



(9) 各評価案件の評価実施方針・対象範囲

- ① サブサハラ・アフリカ地域「サブサハラ・アフリカ地域中小企業支援インパクト投資事業」

(ア)調査対象範囲・実施機関

・本事業は、仏語圏アフリカを中心とするサブサハラ・アフリカ地域にインパクト投資を行うファンドへの出資を通じて、農業、製造業、金融、ICT、保健、教育等の事業に従事する拡大期の中小企業等へ投資と技術支援を行うことにより、産業の多角化及び雇用創出を図り、もって安定的な経済成長に寄与を目指すファンド型海外投融資事業である。

ア) 調査対象範囲:サブサハラ・アフリカ地域⁹

イ) 実施機関(出資先):I&P Afrique Entrepreneurs II LP(ファンドマネージャーの登記はフランス)

ウ) 現地渡航及び安全配慮

- 本事後評価においては、業務従事者は現地渡航せず、机上評価とする。業務従事者は、出資先・ファンド運営会社および本ファンドの投融資先へ、質問票やオンライン・電話等遠隔による情報収集を行う¹⁰。MFI(マイクロファイナンス機関(Microfinance Institutions。))¹¹へのヒアリングは、業務従事者による詳細指示のもと、現地調査補助員が対面形式で実施することを可とする。

⁹ 有限責任組合契約上の本ファンドの投資対象国は、西アフリカ諸国経済共同体(Economic Community of West African States:ECOWAS) 諸国、中部アフリカ諸国経済共同体(Economic Community of Central African States:ECCAS)諸国、ケニア及びその周辺諸国を中心とした東アフリカ諸国、インド洋地域諸国(モーリシャス、マダガスカル、コモロ)。

¹⁰ 事前評価表の目標値の投資件数を前提に全投融資先へのヒアリングを想定するが、実績件数が目標値を大幅に上回る場合は全件のヒアリングを必須とはしない。その場合のヒアリング件数はファンド、評価部と事前に調整すること。

¹¹ マイクロファイナンス機関(Microfinance Institutions)。

(イ) 評価 6 基準の評価に関する留意点

☒ 本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。¹²

イ) 有効性・インパクト

事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標: ①投資件数、②Net IRR¹³、③雇用創出数、④後発開発途上国または脆弱国で事業を行っている企業の割合、⑤グリーンプロジェクトを実施する企業の割合、⑥投資先の女性経営者割合、⑦投資先の女性従業員割合の変化
- 事前評価表に記載された定性的効果: サブサハラ・アフリカ地域の中小企業の金融アクセス向上・経営能力強化を通じた、雇用創出及び産業構造の多角化

ウ) 持続性

- 持続性については、本ファンドの無限責任組合員(GP)の経営方針、組織・体制、財務状況等、既定の確認事項について調査し、出資の継続可能性を確認する。また、ファンドの投融資先(サブプロジェクト)についても、経営や事業運営の状況について可能な範囲で確認する。

(ウ) 環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月版)」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリ FI に分類され、機構出資前にサブプロジェクトが特定できず、且つ当該サブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定されていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

¹² 詳細は 2026 年度外部事後評価レファレンス別添 2 を参照。

¹³ IRR の項目は、ファンド全体の実績を確認する項目として、「効率性」で確認することを想定しているが、評価方針作成の段階で確定することとする。

(エ)過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去の類似案件の教訓では、投資候補案件から構成されるパイプラインリストの確認を通じ、投資先が確保されるか十分に確認することが必要とされた。また、投資家としてファンドマネージャーの能力評価及び必要に応じたファンドマネージャーの交代権限の事前の確保が効果的であるとの教訓が得られていた。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。

(オ)誰一人取り残さない(Leave No One Behind.:LNOB)の視点について:

☒ 本事業の最終受益者として、広くサブサハラ・アフリカ地域の中小企業が想定されるが、多様な分野で成長する拡大期の中小企業への融資という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ)定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第4条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ)詳細分析

☒ 本案件では、第4条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

② カンボジア「中小零細事業者支援事業」

本事業は、カンボジアにおいて、Hattha Bank Plc.¹⁴(以下、「Hattha Bank」とする。)への長期融資を行うことにより地方部の MSMEs の金融アクセスの改善し、もって同国の貧困削減・地方格差是正ならびに持続的な経済成長に寄与する一般型バンクローンである。

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲:カンボジア地方部

イ) 実施機関(融資先):Hattha Bank(本社:プノンペン)

ウ) 現地渡航¹⁵及び安全配慮

¹⁴ 2020年8月に Hattta Kaksekar Limited から名称変更。

¹⁵ 現地渡航はクメール正月(4月中旬)、プチュンバン(9月下旬～10月上旬)、水祭り(11月上旬)といった大型連休を避けて計画すること。

☒ 業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。

- 業務従事者は現地調査補助員とともに、借入人である Hattha Bank(プノンペン)を訪問し、ヒアリングを行い情報収集する。
- 業務従事者は現地調査補助員とともに、支店 2 カ所程度及び本事業の融資先事業者(MSMEs)¹⁶のうち 10 社程度を訪問し、インタビューもしくは質問票を通じた情報収集を行う。
- 業務従事者による現地渡航は 1 回とする¹⁷。

(イ) 評価 6 基準の評価に関する留意点

☒ 本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。¹⁸

イ) 有効性・インパクト

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標:①地方部 MSME 向け貸付残高、②地方部 MSME 向け貸付のうち女性顧客向け比率を測定する。
- 事前評価表に記載された定性的効果指標:MSME の金融アクセス改善が見込まれる。

ウ) 持続性

- 持続性については、Hattha Bank の経営方針、組織・体制面、財務状況等、規定の確認事項について調査し、MSME 向け融資事業の継続可能性について確認する。

¹⁶ 提案を求める事項 3:本事業の融資先 MSMEs のリストについては調査開始後に借入人から入手することを想定しており、具体的な調査対象者は、契約後に Hattha Bank と調整をして進める。ヒアリング対象者(候補)の選定方法について、選定基準を技術提案書で提案すること。

¹⁷ 実施機関へのフィードバック等、通常二次調査で行う業務はオンラインでの実施とする。

¹⁸ 詳細は 2026 年度外部事後評価レファレンス別添 2 を参照。

(ウ) 環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月版)」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、本事業による環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去のエジプト向け円借款「零細企業支援事業」の事後評価結果等では、零細・小企業向け融資を支援する類似事業の案件形成時には、実施機関及び仲介融資機関の融資実施体制の把握することが重要であるとの教訓が得られた。本事業ではこれらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

(オ) 誰一人取り残さない(Leave No One Behind:LNOB)の視点について:

☒ 本事業は公平な社会参加から取り残されている人々のエンパワメントを目指した案件であり、最終受益者として MSMEs が想定される。その中でも特に女性事業者等については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、外部事後評価レファレンス(2026年度)別添 7「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および実施機関へのヒアリング、統計データ、受益者等への定性調査から確認できる範囲で検討すること。

(カ) 定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第 4 条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

☒ 本案件では、第 4 条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

③ ベトナム「中小零細事業者向け女性金融包括支援事業」

本事業はベトナムにおいて、Vietnam Prosperity Joint Stock Commercial Bank (VPBank) への長期融資を行うことにより、中小零細事業者 (Micro, Small and Medium Enterprises。以下「MSME」という。) のうち女性により経営されている MSME (Women-owned MSME。以下「WMSME」とする。) を含む MSME の金融アクセスを促進し、もって持続的な経済成長に寄与する一般的バンクローンである。

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲: ベトナム全土

イ) 実施機関 (融資先): VPBank

ウ) 現地渡航¹⁹ 及び安全配慮

- 業務従事者は現地調査補助員とともに、借入人である VP (ハノイ) を訪問し、ヒアリングを行い情報収集する。
- 業務従事者は現地調査補助員とともに、支店 2 カ所程度及び本事業の融資先事業者 (MSME)²⁰ のうち 10 社程度を訪問し、インタビューを通じた情報収集をする²¹。
- 業務従事者による現地渡航は 1 回とする²²。

(イ) 評価 6 基準の評価に関する留意点

☒ 本条 (2) の記載以外の特段の指定はしない。

本条 (2) 調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携 (相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに (過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。²³

イ) 有効性・インパクト

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開

¹⁹ 現地渡航は年末年始 (12 月中旬頃から 1 月中旬頃) やテト正月とその前後のカウンターパートの休暇取得等を考慮して計画すること。

²⁰ 提案を求める事項 3: 本事業の融資先 MSME (WMSME を含む) のリストについては調査開始後に借入人から入手することを想定しており、具体的な調査対象者は、契約後に VP と調整をして進める。ヒアリング対象者 (候補) の選定方法について、選定基準を技術提案書で提案すること。

²¹ 支店及び MSME の訪問については、ハノイ以外の地方都市も含めることを想定するが、地方都市への訪問については現地調査補助員の実施を可とする。

²² 実施機関へのフィードバック等、通常第二次現地調査で行う業務はオンラインでの実施とする。

²³ 詳細は外部事後評価レファレンス (2026 年度) 別添 2 を参照。

始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

➤ 事前評価表に記載された運用効果指標：

- ① MSME 向け融資残高(ベトナムドン(以下、「VND」とする。))、②WMSME 向け融資残高(VND)、③WMSME 向け融資口座数、④WMSME 向け融資口座数、⑤VP Bank 全体の融資残高に占める MSME/WMSME の割合(%）、⑥ 本件融資金を原資とする MSME/WMSME 事業者に対する借入人の融資実行額、⑦本件融資金を原資とし、融資が実行される MSME/WMSME 事業者数

➤ 事前評価表に記載された定性的効果指標：MSME・WMSME の金融アクセス改善

ウ)持続性

➤ 持続性については、VP Bank の経営方針、組織・体制面、財務状況等、規定の確認事項について調査し、MSME および WMSME 向け融資事業の継続可能性について確認する。

(ウ) 環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月版)」適用

➤ 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、環境や社会への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

➤ エジプト・アラブ共和国「零細企業支援事業」の融資返済率は非常に高かったと報告があり、零細・小企業向け融資を支援する類似事業の案件形成には、①融資業務経験が豊富であること、②国内に分散する顧客の信用を把握するために多数の支店を有することが重要であるとの教訓を得ている。本事業では、審査を通じて VP Bank の融資業務経験及び支店体制を確認し、十分な実施能力を保持していることを確認した。またベトナム共和国「中小企業支援事業(III)」では、事業目的などの達成度を適切に体系的に評価するための指標設定、及び、実施機関等によって収集

可能なデータによる指標設定が重要である点を教訓としている。これらの教訓を踏まえ、MSME(特に WMSME)向け融資の拡大を開発効果と捉える本事業では、VP Bank が通常業務を通じてモニタリングしている MSME(WMSME 含む)向け融資残高及び銀行口座数を運用効果指標の定量的評価として設定し、モニタリング予定とされていた。本事業ではこれらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

(オ) 誰一人取り残さない(Leave No One Behind:LNOB)の視点について:

☒ 本事業は公平な社会参加から取り残されている人々のエンパワーメントを目指した案件であり、最終受益者として MSME および WMSME が想定される。その中でも特に WMSME は、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、外部事後評価レファレンスの別添 7「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および実施機関へのヒアリング、統計データ、受益者等への定性調査から確認できる範囲で検討すること。

(カ) 定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第 4 条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

☒ 本案件では、第 4 条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

④ ジョージア「中小零細事業者支援事業」

本事業は、Joint Stock Company Bank of Georgia(以下、「BoG」とする。)への融資を行うことにより、ジョージアの中小零細企業(Micro, Small and Medium Enterprise:MSME)の金融アクセスを維持・改善し、もって同国の持続的な経済成長に寄与することを目的とした一般型バンクローンである。

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲:ジョージア全土

イ) 実施機関(融資先): BoG

ウ) 現地渡航及び安全配慮:

- 業務従事者は現地調査補助員とともに、融資先である BoG 本社(トリビシ)を訪問し、ヒアリングを行い情報収集する。
- 本事業は、MSME 向けの貸付資金に対する融資であることから、BoG と

調整を行い、融資を受けた MSME に対して対面もしくは質問票を通してヒアリング(10 件程度を想定)を行う²⁴。

- 業務従事者による現地渡航は 1 回とする²⁵。

(イ) 評価 6 基準の評価に関する留意点

☒ 本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。²⁶

イ) 有効性・インパクト

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標：①MSME 向け貸付残高、② MSME 向けローンの借入人数、③女性が経営する MSME²⁷に対する貸付残高、④女性が経営する MSME に対するローンの借入人数、⑤ COVID-19 による返済猶予の恩恵を受けた MSME 借入人数
- 事前評価表に記載された定性的効果：MSME の金融アクセス向上、雇用維持

ウ) 持続性

☒ 持続性については、BoG の経営方針、組織・体制面、財務状況等、既定の確認事項について調査し、MSME 向け融資事業の継続可能性について確認する。

(ウ) 環境社会配慮

²⁴ 提案を求める事項4:融資先(MSME)リストについては調査開始後に借入人から入手することを想定しており、具体的な調査対象者は、契約後に BoG と調整をして進める。ヒアリング対象者(候補)の選定方法について、選定基準を技術案書で提案すること。

²⁵ 実施機関へのフィードバック等、通常第二次現地調査で行う業務はオンラインでの実施とする。

²⁶ 詳細は 2026 年度外部事後評価レファレンス別添 2 を参照。

²⁷ ①女性が 50%以上を所有、②CEO が女性、③Chief Operating Officer が女性のいずれかの条件を満たす中小零細事業者を指す

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月版)」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去のエジプト・アラブ共和国向け円借款「零細企業支援事業」(評価年度 2016 年)の事後評価結果等において、零細・小企業向け融資を支援する類似事業の案件形成には、①融資業務経験が豊富であること、②国内に分散する顧客の信用を把握するために多数の支店を有することが重要であるとの教訓を得ていた。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

(オ) 誰一人取り残さない(Leave No One Behind:LNOB)の視点について:

☒ 本事業は公平な社会参加から取り残されている人々のエンパワーメントを目指した案件であり、最終受益者として MSME が想定される。その中でも特に女性事業者等については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、外部事後評価レファレンスの別添 7「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および実施機関へのヒアリング、統計データ、受益者等への定性調査から確認できる範囲で検討すること。

(カ) 定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第 4 条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

☒ 本案件では、第 4 条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

⑤ カンボジア「地方部農業セクター支援事業」

本事業は、同国において、大手金融機関 ACLEDA Bank plc.(以下、「ACLEDA Bank」という。)への長期融資を行うことにより、中小農家を中心に同国の農業セク

ターにおける金融アクセスを改善し、以って同国における農業生産拡大、農民所得の向上、及び雇用の維持・拡大に寄与することを目的とした一般型バンクローンである。

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲: カンボジア全土

イ) 実施機関(融資先): ACLEDA Bank

ウ) 現地渡航²⁸及び安全配慮

- 業務従事者は現地調査補助員とともに、借入人である ACLEDA Bank を訪問し、ヒアリングを行い、情報収集する。
- 業務従事者は現地調査補助員とともに、プノンペン近郊に所在する支店(2カ所程度)と本事業の融資先事業者(借入者)(8社程度)を合計10社程度訪問し、情報収集する²⁹。
- 業務従事者による現地渡航は1回とする³⁰。

(イ) 評価6基準の評価に関する留意点

☒ 本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。³¹

イ) 有効性・インパクト

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標: ①農業セクター向け融資残高、②JICA 貸付実行により融資を受ける借入人数、の変化

²⁸ 現地渡航はクメール正月(4月中旬)、プチュンバン(9月下旬～10月上旬)、水祭り(11月上旬)といった大型連休を避けて計画すること。また、コミュン／サンカット評議会選挙(2027年6月実施予定)等、政府関係者とのスムーズな連携が困難になることが予想される時期にも配慮すること

²⁹ 提案を求める事項3: 借入人者リストについては契約調査開始後に借入人から入手することを想定しており、具体的な調査対象者は、契約後に ACLEDA Bank と調整をして進める。ヒアリング対象者(候補)の選定方法について、選定基準を技術提案書で提案すること

³⁰ 実施機関へのフィードバック等、通常第二次現地調査で行う業務はオンラインでの実施とする。

³¹ 詳細は外部事後評価レファレンス(2026年度)別添2を参照。

➤ 事前評価表に記載された定性的効果：農業セクターの金融アクセス改善
ウ)持続性

☒ 持続性については、ACLEDA Bank の経営方針、組織・体制、財務状況等、既定の確認事項について調査し、農業セクター(農家、MSME)に対する貸付促進の継続可能性を確認する。

(ウ) 環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月版)」適用

➤ 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、環境や社会への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。

本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

➤ 過去のパラグアイ国「農業部門強化事業(Ⅱ)」の事後評価結果において、事業目的に合った融資スキーム設定の重要性が指摘された。仲介金融機関の審査条件を満たせず、当初意図した対象に融資が届かなかったことが指摘され、仲介金融機関の融資条件を妥当な水準に設定することが重要であるとの教訓を得ていた。本事業では、審査を通じて ACLEDA Bank の融資審査条件を確認し、想定している農業セクターへの融資が行われる蓋然性が高いことを確認した。

(オ) 誰一人取り残さない(Leave No One Behind:LNOB)の視点について:

☒ 本事業の最終受益者として広くカンボジア全土の住民が想定されるが、中でも特に女性については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス(別添 7)「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および評価 6 基準で実施する定性的効果の調査(事業関係者や受益者へのインタビュー等)で確認できる範囲で検討すること。

(カ) 定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第 4 条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めな

い。

(キ)詳細分析

☒ 本案件では、第4条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

⑥ アフリカ地域、アジア地域「フィンテック金融包摂支援投資事業」

本事業は、アフリカ・アジア地域のフィンテック企業に融資を行うファンドへの出資を通じ、同地域の中小零細事業者や低所得者層の金融アクセス向上を図り、もって雇用創出及び貧困削減に寄与する、ファンド型海外投融資事業である。

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア)調査対象範囲:アジア地域、アフリカ地域

イ)実施機関(出資先):Lendable S.A., SICAV-RAIF(Lendable Société Anonyme, Société d'Investissement à Capital Variable – Reserved Alternative Investment Fund。)(ファンドマネージャーの登記はルクセンブルク)

ウ) 現地渡航及び安全配慮

- 本事後評価においては、業務従事者は現地渡航せず、机上評価とする。業務従事者は、出資先・ファンド運営会社及び本ファンドの全投融資先(サブプロジェクト)へ、質問票やオンライン・電話等遠隔による情報収集を行う。サブプロジェクトへのヒアリングは、業務従事者による詳細指示のもと、現地調査補助員が対面形式で実施することを可とする。

(イ)評価 6 基準の評価に関する留意点

☒ 本条(2)の記載以外の特段の指定はしない³²。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア)整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や

³²2026 年度外部事後評価レファレンスに記載があるとおり、本事業の「効率性」は原則として Equity IRR に基づき評価判断を行うことを想定しているが、評価方針作成の段階で確定することとする。

JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。³³

イ) 有効性・インパクト

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標: ①ファンドの融資先企業数、②ファンドの貸付金総額(百万ドル)、③ファンドの融資先企業の裨益者総額、④ファンドの融資先企業の裨益者のうち女性総数、⑤ファンドの融資先企業にとって本事業が初回外部借入数。

事前評価表に記載された定性的効果指標: 金融サービスへのアクセスの改善による所得や生活水準の向上

ウ) 持続性

- 持続性については、本ファンドの無限責任組合員(GP³⁴)の経営方針、組織・体制、財務状況等、既定の確認事項について調査し、出資の継続可能性を確認する。また、ファンドの融資先(サブプロジェクト)についても、経営や事業運営の状況について可能な範囲で確認する。

(ウ)環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月版)」適用
上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、環境や社会への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

- ☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。
- 過去の類似案件の教訓では、投資候補案件から構成されるパイプラインリストの確認を通じ、投資先が確保されるか十分に確認することが必要であり、また、投資家としてファンドマネージャーの能力評価権限及び必要に応じてファンドマネージャーを交代させる権限を事前に確保することが効果的であることから、本事業においては、パイプラインリストの事前入手を行い、スクリーニングを実施し、当該リスクの軽減を図る予定であり、また、審査にて投資チームの能力評価を行ったことに加え、契約書等において、一定の条件下で投資チームの交代

³³ 詳細は外部事後評価レファレンス(2026年度)別添2を参照。

³⁴ General Partner

を可能とする権利を得る予定とされていた。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

(オ) 誰一人取り残さない(Leave No One Behind:LNOB)の視点について:

☒ 本事業は公平な社会参加から取り残されている人々の金融アクセス向上を目指した案件であり、最終受益者としてアフリカ・アジア地域の中小零細事業者や低所得者層が想定される。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、受益者への効果の発現状況を確認することとし、その中で具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第4条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ)詳細分析

☒本案件では、第4条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

第4条 業務の内容

(1) 実施機関(融資先・出資先)に対する現地説明用資料の作成

実施機関向け資料として、対象案件ごとに事後評価調査の概要等を記載した現地説明用資料(英語、クメール語³⁵)を作成する。以下①～③に加え、発注者の事後評価制度の概要を含むものとする。

- ① 現地調査計画を含む全体スケジュール
- ② 調査団の構成
- ③ 案件概要

(2) 評価方針(案)の作成

- ① 対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、実績等を整理・分析する。詳細分析を行う案件については、指示する詳細分析手法を踏まえて情報収集・分析する。
- ② 外部事後評価レファレンスに基づき、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理する。
- ③ 評価方針(案)を作成し、発注者の承諾を得る³⁶。

(3) 質問票の作成

- 評価方針に基づき、対象案件ごとに実施機関及び関係者に対する質問票(英語、仏語³⁷、クメール語³⁸)を作成する。
- 質問票については、発注者の現地事務所から対象国調査対象実施機関へ送付するため、受注者の現地調査開始15営業日前までに質問票案を提出する。
- 質問票は回答しやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。

(4) 評価に必要な情報の収集・整理(第1次現地調査)

- ① 上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関(融資先・出資先)(必要に応じて対象国関係機関)およびJICA 民間連携事業部・JICA 事務所に説明する。実施機関等への説明に際しては、発注者が提供する既存資料を用いて発注者の事後評価制度の概要を説明す

³⁵ カンボジア「地方部農業セクター支援事業」案件、「中小零細事業者支援事業」案件のみ対象とする。

³⁶ 評価部の確認に15営業日(通常3回往復のやり取り)、その後関係部署からのコメント取り付けに10営業日が必要です。

³⁷ 「サブサハラ・アフリカ地域中小企業支援インパクト投資事業」案件のみ対象とする。

³⁸ カンボジア「地方部農業セクター支援事業」案件、「中小零細事業者支援事業」案件のみ対象とする。

る。

- ② 評価方針に基づき、事後評価に必要となる文献・資料の収集、指標(代替指標含む)にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。
- ③ 発注者が事前に送付した質問票の回答を実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。
- ④ 第1次現地調査の最後に発注者の JICA 事務所への報告を行う。

(5) 定性調査／定量調査

本業務では、実施する案件はない。

(6) 詳細分析

本業務では、実施する案件はない。

(7)IRR 再計算³⁹

☒対象案件のうち、以下の案件に関する IRR の再計算(FIRR/EIRR)を行う。

	国名	案件名	FIRR/EIRR
1	サブサハラ・アフリカ地域	サブサハラ・アフリカ地域中小企業支援インパクト投資事業	Equity IRR

- ① 事前事後を比較の上、差異の要因を分析し報告書に明記する。
- ② 別途提示する IRR 再計算シート及び計算確認シートについては、事前事後比較表の提出と同時に発注者に提示し、確認を得る。
- ③ 算出根拠資料は収集資料の一部として提出する。

(8)事前事後比較表(案)の作成及び暫定評価

- ① 収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定(事前)と事業実施後の現時点での実態(事後)を評価項目ごとに比較した事前事後比較表(案)(原則 15 ページ以内)を作成する。その際暫定的にレーティングを付与すると共に、提言・教訓の方向性を検討する。
- ② 事前事後比較表(案)について、(発注者が開催する検討会において)発注者に説明し、承諾を得る。

³⁹ 外部事後評価レファレンス(2026 年度)別添 5 を参照。

- ③ 上記②について、評価判断に関わる事項に関し、検討会後に確定した場合には、事前事後比較表(最終版)を、確定した時点で提出する。

(9) 暫定評価についての実施機関(融資先・出資先)への説明⁴⁰

- ① (8)の暫定的な評価について、簡易型以外の案件については、調査対象実施機関へ説明を行う。現地渡航を1回とする案件は、第2次調査は実施しないため、当該説明は、必要に応じて遠隔にて実施する。
- ② 実現性の高い提言となることを目的として、実施機関(融資先・出資先)のみならず、提言内容の実施者として想定される対象国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき検討を行う。

(10) 提言・教訓の検討

- 収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

(11) 実施機関への評価結果概要のフィードバック

- 上記(9)及び(10)を踏まえた評価結果概要について、実施機関(融資先・出資先)を含めた対象国関係機関、JICA 民間連携事業部等へ報告し、コメントを聴取する。

(12) 追加情報の収集⁴¹

- 上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。

(13) 評価報告書(案)の作成

- ① 上記(12)までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則10ページ以内の海投評価結果票(案)(和文)を取りまとめ、発注者の承諾を得る⁴²。
- ② 日本語版の承諾後、海投評価結果票(案)(英文)を作成し、発注者の承諾を得る。
- ③ 海外投融資の事後評価報告書は要旨のみを公開するため、指定のフォーマットに基づき、発注者のホームページ上に公開する「要旨(和文・英文)」も作成し、発注者の承諾を得る。

⁴⁰ 机上調査案件は現地調査は実施しないため、本項については、必要に応じて遠隔にて実施する。

⁴¹ サブサハラ・アフリカ地域「サブサハラ・アフリカ地域中小企業支援インパクト投資事業」、アフリカ地域・アジア地域「フィンテック金融包摂支援投資事業」は机上調査、カンボジア「中小零細事業者支援事業」、ベトナム「中小零細事業者向け女性金融包摂支援事業」、ジョージア「中小零細事業者支援事業」、カンボジア「地方部農業セクター支援事業」は現地渡航を1回とするため、(11)の業務はオンライン、(12)の業務はオンラインもしくは現地調査補助員による実施を想定。

⁴² 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ15営業日が必要です。なお、英語版以外の報告書は実施機関への参考資料の位置づけとなります。

- ④ その後、海投評価結果票案(英文)、公開版要旨案(英文)について、発注者が各案件の実施機関(融資先・出資先)等からのコメント及び要旨公開に係る同意書を取り付ける。
- ⑤ ④で受けたコメントも踏まえ、海投評価結果票(案)(日本語・英語)、公開版要旨(案)を最終化し⁴³、発注者の承諾を得る。

(14)教訓シートの作成

- 評価結果の確定内容を踏まえ、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート(日本語・英語)を作成する。

(15)海外投融資評価の改善に向けた提言⁴⁴

海投事後評価の実施方法や体制等の改善に向け、以下の点を含めた提言(和文)を整理し、書面に取り纏める。本文2～4ページ程度でフォーマットは特に指定しない。

1. バンクローンの現地調査を1回としたことで情報収集や評価判断が難しいと思われた箇所
2. ファンド案件において机上調査としたことで情報収集や評価判断が難しいと思われた箇所
3. 「評価結果票 海外投融資」の様式に関する提案
4. 海外投融資(特にファンド、バンクローン)の特性によるDAC6項目の確認が難しいと思われた箇所

第5条 成果品及び提出物

業務各段階において作成・提出する報告書等は本項(1)以下に示す。

作成・提出にあたる留意点は次のとおり。

- 提出は、発注者指定の形式にて提出する。
- 提出時期は、発注者の承諾を得られた版の提出を示している。承諾までに必要な所要期間を踏まえた案の提示を行う。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 提出物のうち、写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用する。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照する。当該案件を年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼

⁴³ 海投評価結果票(案)の最終化は(日本語・英語)のみとする。

⁴⁴ 提案を求める事項5:本提言に向けた調査実施上の留意点や工夫について、プロポーザルまたは技術提案書にて提案を求める。

する(発注者の原稿謝金基準に従う謝礼支払)。

(1) 最終成果品

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ(CD-R 3部)にて提出する。

成果品名	言語	形式	補足説明
海投評価結果票	日本語 ／英語	電子データ PDF 版 ・ Word 版: CD-R 3 部	・発注者指定の指定様式に従った内容 ・原則として、各案件 10 頁以内(海投評価結果票) ・要旨(要約版を作成する場合は当該資料)を含む。

(2) 中間成果品

以下を、指定の時期に、電子データ(電子メールでの送付可能)にて提出する。

報告書名	提出時期	言語	形式	補足説明
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
現地説明資料	現地調査の 約 2 か月前	英語／ク メール語	電子データ	
評価方針(案)	現地調査の 約 2 か月前	日本語	電子データ	・発注者指定の様式に従った内容 ・最終化までに、複数回の評価部とのやり取りと、発注者の関係部のコメントへの対応あり
質問票	現地調査 15 営業日 前	英語／仏 語／クメ ール語	電子データ	
事前事後比較表 (案)	第一次現地調査後	日本語	電子データ	・(案)の提出後、最終化までに、複数回の評価部とのやり取りあり
IRR 再計算シート 及び計算確認シート	第一次現地調査後	日本語	電子データ	

海 投 評 価 結 果 表 (案)	第二次現地調査後 (成果品提出の 2.5～ 3 か月前) ※簡易型は検討会后	日本語／ 英語	電子データ	要旨(要約版を作成する 場合は当該資料)を 含む
教訓シート(案)	評価報告書提出の 1 か月前	日本語	電子データ	

(3)提出物

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ(CD-R 1 部)にて提出する。

資料名		概要
収集資料	一次データ	➤ 定量調査で用いたデータ収集用の質問票・分析に用いたデータセット ➤ 定性調査で用いたインタビューの記録資料 ➤ 一次データの処理・分析用ファイル(STATA や R などのスクリプトファイル) 他
	IRR 再計算の根拠資料	発注者指定の様式に従った内容
	写真	現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真 5 枚/案件程度(解析度 300～350dpi)
教訓シート		第 14 条(14)参照
海外投融資事後評価の改善に向けた提言ペーパー		第4条(15)参照
特殊言語版の報告書(案)		該当案件無し
収集データ・レーティング等のデータセット		エクセルファイルのフォームは契約後に提供

第6条 現地再委託

- 本業務では、現地再委託を想定していない⁴⁵。

第7条 「相談窓口」の設置

- 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法によ

⁴⁵ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

り「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務: 事業評価にかかる業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1)及び2)を併せた記載分量は、14 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

本公示では要員計画の評価を行います。様式4-3の「要員計画」は不要ですが、様式4-4の「業務内容」の欄を「業務内容／業務従事経験」として、従事予定者全員の①名前、②担当分野(従来と同様)③評価業務経験を記載ください。

要員計画を評価するにあたり、様式4-5(その1～その3)の提出は求めません。

業務従事者が未定の場合には、想定する経験や能力要件などを記載してください。

原則、履行期間中に要員を交代することは想定しておりません。

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙1 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載

願います。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者／〇〇)格付の目安(3号)】

- ① 対象国及び類似地域：カンボジア、ベトナム、ジョージア及びその他途上国地域
- ② 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1)業務工程

2026年11月～2028年2月

(2)業務量目途

1)業務量の目途

約11.28人月

2)渡航回数の目途 延べ4回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3)対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具(机・椅子・棚等)	無
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(4)安全管理

- 1)現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2)各国における安全管理情報

【カンボジア】

1) 行動規制:

- ・外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場への訪問を最小限とする。
- ・日頃から行動パターン(通勤時間、使用する道路や施設)を固定しない。
- ・「テロ対策マニュアル」の遵守。
- ・首都プノンペンでは特にひったくりが頻発しているため、徒歩移動をなるべく避け、カバンや携帯電話等の所持の仕方に注意する(具体的な対策は「カンボジア国安全対策マニュアル」5 ページ目に記載されている事項を参照)。
- ・トゥクトゥク又は徒歩で移動する場合、原則として貴重品はポケットに入れる等肌身離さず携行し、バッグ等は携行しない。やむを得ずバッグ等を携行する場合でも貴重品はバッグ等には入れない。
- ・午後 11 時から翌日の日の出前の早朝の間、不要・不急の徒歩移動を避ける。やむを得ず徒歩移動する場合は、バッグ等を携行しない。

2) 通信手段:

現地で使用可能な連絡先を現地事務所に伝達。現地で、携帯電話を常に通話可能状態とする。

- ※ 事案発生時には現地事務所から安全確認を行うので、安全確認の連絡に備えて、現地事務所の連絡先を渡航前に確認する。

3) 移動手段:

車両(レンタカー等借上げ車両やタクシー等)による移動を基本とする。やむを得ず長距離バスやトゥクトゥク等を利用する場合は交通マナーの悪さ、交通事故の多発

を念頭に置いた行動をとること。乗合タクシー、ピックアップトラック、バイクタクシーは利用不可。

- ・夜間の陸路による長距離移動は禁止。特に地方道路では暗くなると重大事故の危険が増大し、且つ緊急時に迅速な対応ができない可能性があるため、移動可能な時間帯は原則として 5 時 30 分～19 時の間に限る。ただしプノンペンが目的地の場合のみ 20 時到着予定まで認める。
- ・鉄道や船舶を利用しての移動に関しても、移動可能な時間帯は上記同様とする。
- ・空路移動の場合は上記時間帯に限らないが、
 - ✓ プノンペン市内～空港間移動時のトゥクトゥクの利用は禁止とし、借上げ車両やタクシー等、安全な移動手段を利用する。
 - ✓ 他地域における市内～空港間移動時、極力トゥクトゥクの利用は禁止とし、借上げ車両やタクシー等、安全な移動手段を利用する。夜間・早朝移動に関しては借上げ車両やタクシー等、安全な移動手段を確保する。

4) 宿泊先:

- ・カジノ併設ホテルへの宿泊は禁止。国境の街(ポイペト、バベット等)や、シアヌークビルには多数のカジノ併設ホテルがあるため、宿泊先を選定する際は注意する。
- ※ カジノ併設ホテル以外でも、立地状況や届出時の治安状況によって宿泊先の変更を依頼することがあります。心配な場合は、予約前に現地事務所へ確認してください。
- ・従業員による客室内での窃盗被害も発生するため、部屋を空ける際には貴重品の施錠管理等に十分留意する。

5) 空港利用:

出発／到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在時間を最短とする。

6) その他:

- ・主に北西部のタイ国境周辺を中心に地雷が多く残る地域が存在するため、地雷マークがある場所はもちろん、その他の場所でも森林や耕作地、日常的に人の立ち入りが無い荒地等には不用意に足を踏み入れない。
- ※ 訪問場所や実施する活動内容によって、追加書類の提出や旅程の変更、渡航の取りやめ等を依頼する場合あり。
- ・肌の露出の多い服装を控え、目立たないようにする。

【ベトナム】

1) 行動規制(業務渡航・一般渡航共通)

「ベトナム国安全対策マニュアル」記載される内容を順守しつつ、特に以下2)～6)について留意する。

2)連絡体制

- ・携帯電話を常に通話可能な状態とする。
- ・当事務所の連絡先をご自身の携帯電話に登録またはメモ携行する。
- ・当地で緊急事態、大規模災害、テロ等が起こった場合には、当事務所からの連絡を待たず当事務所の緊急連絡先まで安否と所在について自主的に報告する。

3)移動

- ・地方・都市間移動の際には、夜行バスを利用しない。
- ・市内の移動はできる限り、「ベトナム国安全対策マニュアル」で推奨されるタクシー会社(MAILINH、TAXI GROUP、VINASUN、G7 Taxi、TAXI XANH SM)等による移動を基本とする。公共交通機関を利用する場合は、スリやひったくりに十分留意する。
- ・車両乗車中は、後部座席であっても、シートベルトを必ず着用する。また、地方での車両移動の際には、スピードを抑えるようドライバーと交渉する。
- ・バイク／電動バイク／電気自転車のご自身による運転、二人乗り(当地で“セオム”と呼ばれるバイクタクシーの利用、三人以上による乗車含む)も禁止のため留意する。
- ・船、フェリーの利用の際には、救命胴衣が装備されたものを選定する。

4)盗難、スリ、ひったくり対策

- ・混雑する空港、駅、ナイトマーケット、バス停・バス車中、イベント会場、外国人が多い通り等でのスリ、ひったくりに十分注意する。
- ・貴重品・多額の現金は持ち歩かない。貴重品を持ち歩く必要がある場合、貴重品を人目に晒さない(胸ポケットやズボンの後ろポケット等)に入れることなくストラップ等を付けて肌身離さず身に着ける、バッグ等に収納する場合は取り出しにくいバッグの奥の方に収納する)。
- ・歩道を歩く際には、かばん等を車道側に向けない。
- ・歩行時には歩きスマホはせず、周囲の状況に気を配り、歩行中に後方から近づいてくるような不審なバイク等には注意する。

5)交通事故対策

- ・当地の交通ルールの遵守状況は日本と大きく異なるため、特に空が暗くなる夕方以降の外出には、無灯火の車両を含めて注意する。
- ・路上を歩行する際、道路を横断する際は、現地の慣習として車及びバイク優先であることを念頭に入れて行動する。
- ・混雑時にはバイクが歩道を通行することがあるため、歩道を歩行中でも十分に注意する。
- ・目立つ色の服を着用する。

6)その他

- ・当地では野良犬、放し飼いの犬が多く見られ、狂犬病ウイルスに感染した犬(や猫など)に噛まれた場合、命にかかわる事態となるため、飼い犬も含めて自分から近寄るようなことはせず、可能な限り接触を回避できるように通行経路を変更する。

- ・レジャー・スポーツ等のうち、危険度が高いと考えられる活動については、当該活動を提供する業者の信頼性や実績及び装備や器具の管理状態、実施時の天候等を踏まえ、実施の是非の判断、実施時の安全管理を自己責任の下で行う。

- ・当地では外国人は旅券等の身分証明書の携行が義務付けられており、確認を求められた際に所持していない場合、警告または罰金処分となる。各自、旅券の適切な管理について徹底の上対応する。(特に公用旅券所持者については、旅券紛失・盗難等の事故を起こさぬよう十分に留意する)。

【ジョージア】

行動規制:

- ・携帯電話を常に携帯し、通話可能な状態とする。
- ・身分証明書(ID カード、パスポートのコピー、運転免許書等)を必ず携帯して下さい。
- ・夜間の不要不急の外出を控える。
- ・薬物使用常習者と接触可能性があるクラブ等の遊興施設への出入りを禁止する。
- ・デモ発生の兆候がある場合、出来るだけ早期にその場から離れる。
- ・公共交通機関による夜間の都市間移動は禁止する。車両による夜間の都市間移動は行程上やむを得ない場合に限定する。やむを得ず夜間都市間移動をする場合は公用車両を利用すること。

3. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合(又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

60,771,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

□ 本案件は定額計上はありません。

(5)見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6)旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7)機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8)外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9)ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。

別紙1:プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1)類似業務の経験	6	
(2)業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア)各種支援体制(本邦／現地)	3	
イ)ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法	45	
(2)作業計画等	(25)	
ア)要員計画	20	
イ)作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1)業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1)業務主任者の経験・能力:業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア)類似業務等の経験	10	4
イ)業務主任者等としての経験	4	2
ウ)語学力	4	1
エ)その他学位、資格等	2	1
2)副業務主任者の経験・能力:副業務主任者／〇〇	(－)	(8)
ア)類似業務の経験	－	4
イ)業務主任者等としての経験	－	2
ウ)語学力	－	1
エ)その他学位、資格等	－	1
3)業務管理体制	(－)	(4)